

# 令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた65歳以上のかた（第1号被保険者）の令和4年度介護保険料について、次の要件のいずれかに該当する場合は、介護保険料の減免を受けられる場合があります。以下の内容をお読みいただき、減免を希望される場合は、必要書類（「3 提出書類」）をご提出ください。なお、申請の締め切りは令和5年3月31日まで（必着）となっております。

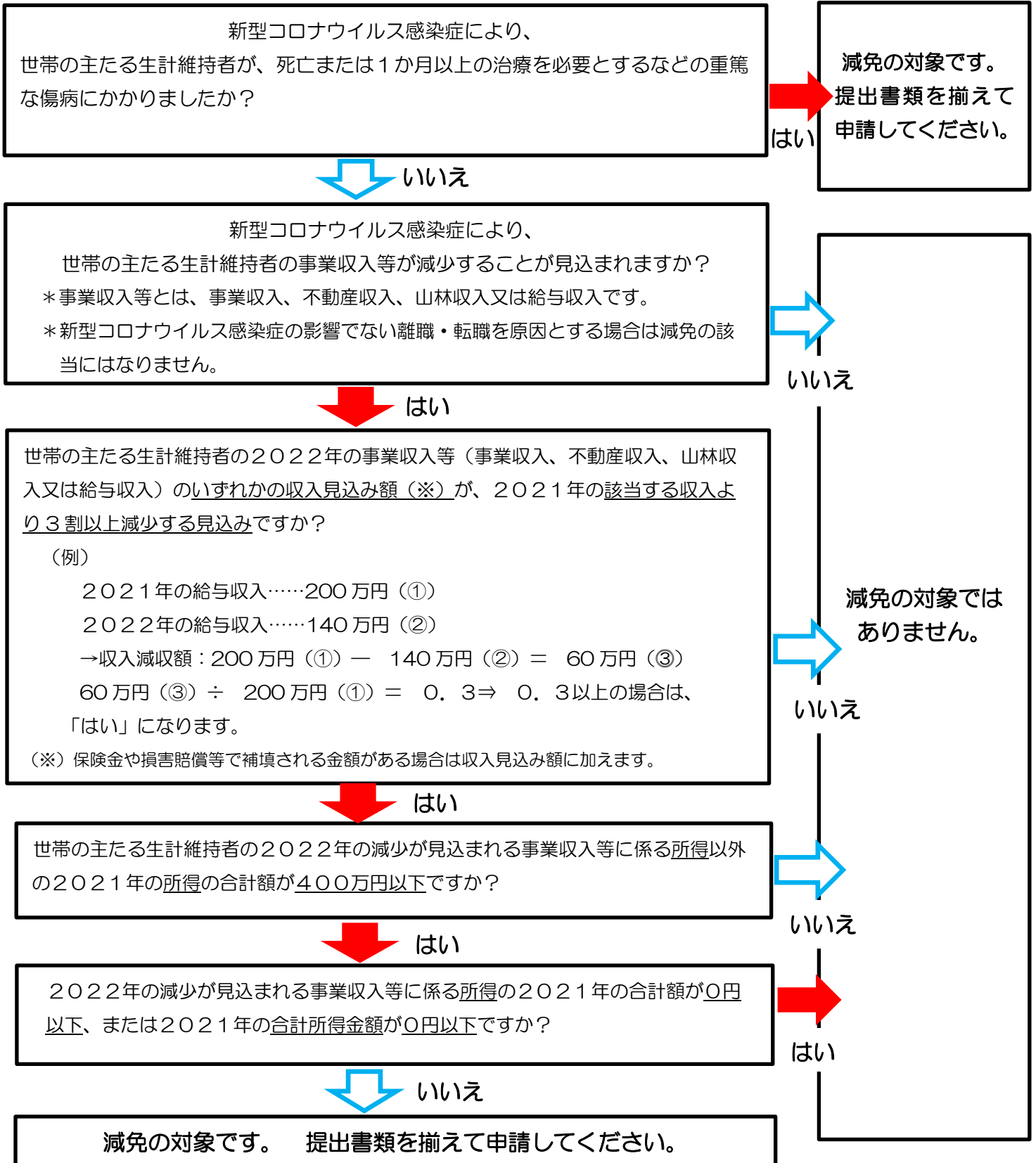
## 1 減免の要件

- (1) 65歳以上のかた（第1号被保険者）が属する世帯の主たる生計維持者（※1）が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、または1か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病を負った
- (2) 65歳以上のかた（第1号被保険者）が属する世帯の主たる生計維持者（※1）の令和4年（2022年）の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれ、次の①②に該当する
  - ① 令和4年（2022年）の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額を控除した額）が、令和3年（2021年）の当該事業収入等の額の3割以上である。
  - ② ①で減少が見込まれる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である。
    - ① ②に該当される場合でも、減少が見込まれる事業収入等に係る所得の令和3年（2021年）の所得の合計額が0円以下、または令和3年（2021年）の合計所得金額（※2）が0円以下の場合、減免額計算において減免額が算出できないため、減免対象外になります。

（※1）世帯の主たる生計維持者とは、65歳以上のかたと住民票における同じ世帯のかたのことをいいます。

（※2）合計所得金額については、平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しに伴い、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から最大10万円を控除した金額を用います。

以下のフローチャートで、減免の要件を満たすかどうか確認のうえ申請してください。



## 2 減免対象となる介護保険料

令和4年度の介護保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

なお、令和3年度末に転入等により介護保険第1号被保険者資格をしたことにより、令和3年度相当分の介護保険料であって、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている保険料について減免対象になる場合があります。こちらにつきましては、要件等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

## 3 提出書類

減免の要件によって提出書類が異なります。次の提出書類を郵送してください。

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡した場合  
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）  
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー（次のうち、いずれか該当する書類）
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（表面）等顔写真が写ったもののコピー）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡したことが確認できる死亡診断書等のコピー

- (2) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、1か月以上の治療を要するなどの重篤な傷病を負った場合  
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）  
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー（次のうち、いずれか該当する書類）
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（表面）等顔写真が写ったもののコピー）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、重篤な傷病にかかったことが確認できる医師の診断書や保健所から交付された措置入院勧告書等のコピー

(3) 主たる生計維持者の令和4年の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれる場合。

次の①～⑤の書類が必要です。（事業等の廃止や失業のかたは⑥も必要）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）
- ② 主たる生計維持者の収入申告書（区の様式）  
⇒ ①、②はホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ③ 申請者の本人確認書類のコピー（次のうち、いずれか該当する書類）
  - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（表面）等顔写真がついたもののコピー）
  - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 2022年（令和4年1月1日～）の収入状況を確認できる書類  
申請日前までの2か月分以上のコピー  
（例）給与明細書、給与振り込みが分かる預金通帳、売上台帳など  
7月申請の場合……5～6月分、8月申請の場合……6～7月分 等
- ⑤ 2021年（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の収入及び所得が確認できるもののコピー  
（例）・給与収入（確定申告書A、源泉徴収票、住民税申告書の控え 等）  
・事業収入（確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）  
・不動産収入（確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）  
・山林収入（確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分）  
2021年中の所得の申告が必要なかたで、申告を行っていないかたは、申請前に申告を行ってください。申告されていない場合は、審査ができません。
- ⑥ 事業等の廃止や失業されたかた  
（例）廃業届、退職証明書、離職票

## 4 申請受付期間、提出先

### (1) 申請受付期間

**令和5年3月31日まで(必着)**となります。

### (2) 提出先

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号  
目黒区介護保険課 介護保険資格・保険料係  
電話 03-5722-9845

153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号  目黒区役所 介護保険課 介護保険資格・保険料係
--



郵送する際に切り取って封筒に貼り付けてください。

## 5 申請にあたっての注意事項

### (1) 提出書類の審査

提出された申請書及び提出書類に不備や不足があった場合は、再度の提出や追加送付をお願いすることがありますので、提出される前に十分確認のうえ提出してください。書類に不備や不足がない場合、提出後1～2か月で審査結果を送付します。

### (2) 減免決定前に介護保険料決定通知書が届く場合があります

減免決定の前に、介護保険料決定通知書及び納付書が届いた場合は、納期までに納付をお願いします。口座振替のかたは決定前の金額が引き落としになります。減免決定後、変更通知書を送付します。なお、保険料の払い過ぎとなった場合は原則還付になります。

### (3) 減免決定後に保険料が払い過ぎとなった場合

還付通知を送付しますので、保険料の還付請求をお願いします。過去の保険料に未納があった場合は、未納分に充当し、さらに還付できる場合は還付となります。

### (4) 減免決定後も決定前の介護保険料額が年金から天引きされる場合があります

年金からの天引きを中止するまでに2か月ほどかかります。保険料の払い過ぎとなった場合は原則還付となります。

### (5) 減免決定後の保険料のお支払い

保険料の減免決定後も保険料の納付がある場合は、区から送付される納付書または口座振替により納付してください。これまで年金から天引きで納付されていたかたは、年金天引きにすることができませんので、納付書または口座振替による納付となります。(年金からの天引きが再開するまで半年から1年位かかります。)

## 6 減免額の計算方法

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、又は1か月以上の治療を要するなどの重篤な傷病を負ったとき …… 全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年(2022年)の事業収入等の減少が見込まれ減免の要件に該当するかたは下記のとおりです。

「表1」で算出した対象保険料額に、「表2」の令和3年(2021年)の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額  $((A \times B / C) \times (d))$

【減免額の計算式】

$\begin{array}{ccc} \text{対象保険料額} & \times & \text{減額又は免除の割合} & = & \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) & & (d) & & \end{array}$
--

(表1)

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
A：当該第1号被保険者の保険料額 B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年(2021年)の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額) C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和3年(2021年)の合計所得金額

(表2)

主たる生計維持者の令和2年(2020年)の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	全額
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年(2021年)の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除になります。

【計算例】

主たる生計維持者である65歳以上のかたの収入 令和3年 事業収入 300万円(事業所得 200万円)、不動産収入 100万円(不動産所得 50万円) → 合計所得金額 200万円+50万円 令和4年(見込み) 事業収入 210万円、不動産収入 100万円 ⇒ 令和2年の事業収入 300万円 - 令和3年の事業収入見込み 210万円 = 90万円(前年より3割減少しているため減免該当) 令和4年の介護保険料額 104,160円	
---	--

	(保険料額)	(事業所得)	(合計所得金額)	
対象保険料額	104,160円	× 200万円	/ (200万円+50万円)	= 83,328円
	(対象保険料額)	(減額又は免除の割合)		
減 免 額	83,328円	× (10分の8)	=	66,662円
	(介護保険料額)	(減免額)	(減免後の保険料額)	
減免後の保険料	104,160円	- 66,662円	=	37,498円